

公 告

佐賀県有財産売払いの一般競争入札を次のとおり行います。

令和元年 11 月 25 日

収支等命令者

佐賀県総務部資産活用課長 小林 秀則



1 入札に付する物件（土地）の表示及び入札の日程

番号	所在地 【物件の名称】	土地面積 (公簿)	建物面積 (実測)	予定価格 (最低売却価格)	入札日時
2	神埼郡吉野ヶ里町田手 字二本松 1693 番 5 【JR長崎本線旧軌道 敷(西)】	334.30 m ² 【実測】	—	585 万円	令和 2 年 1 月 27 日 (月) ・受付 13 時 45 分 ・入札 14 時 00 分
3	唐津市呼子町殿ノ浦字 ミヅシリ 435 番 24 【殿の浦西警察職員宿 舎跡地(1705号)】	315.13 m ²	—	290 万円	令和 2 年 1 月 28 日 (火) ・受付 10 時 15 分 ・入札 10 時 30 分
4	佐賀市多布施三丁目 292 番 1 【食肉共同保管流通施 設跡地】	2,788.25 m ²	—	3,600 万円	令和 2 年 1 月 28 日 (火) ・受付 13 時 45 分 ・入札 14 時
5	武雄市武雄町大字富岡 字山ノ上 10881 番 1 【川良警察職員宿舎跡 地(1837-1838号)】	365.31 m ²	—	775 万円	令和 2 年 1 月 29 日 (水) ・受付 10 時 15 分 ・入札 10 時 30 分
6	鹿島市大字中村字毘沙 門 1821 番 3 【中村警察職員宿舎跡 地(1926-1928号)】	575.57 m ²	—	515 万円	令和 2 年 1 月 29 日 (水) ・受付 13 時 45 分 ・入札 14 時
7	佐賀市諸富町大字徳富 字大津 1858 番 2 【旧諸富警察署長宿舎 (1351号)】	410.56 m ²	(建物延面積) 89.10 m ² (附属建物) 6.63 m ²	1,500 万円	令和 2 年 1 月 30 日 (木) ・受付 10 時 15 分 ・入札 10 時 30 分

8	佐賀市諸富町大字諸富 津字二本松五 126 番 2 【旧諸富警察副署長宿 舎 (1353 号)】	177.52 m ² 【実測】	(建物延面積) 74.48 m ² (附属建物) 4.96 m ²	490 万円	令和 2 年 1 月 30 日 (木) ・受付 13 時 45 分 ・入札 14 時
---	-----------------------------------------------------------	-------------------------------	------------------------------------------------------------------	--------	--------------------------------------------------

【参考】入札スケジュール

- 1 入札公告 令和元年 11 月 25 日(月)
- 2 入札参加申込期間 公告掲載の日から令和 2 年 1 月 15 日(水)17 時まで
- 3 入札参加資格確認 令和 2 年 1 月 16 日(木)から令和 2 年 1 月 24 日(金)まで(暴力団関係者でないことを誓約書の内容で警察本部へ照会・確認)
- 4 入札及び落札者の決定 令和 2 年 1 月 27 日(月)～令和元年 1 月 30 日(木)
- 5 売買契約締結及び契約保証金納付期限 土地売買契約書(案)を発送した日の翌日から原則 2 週間以内
- 6 売買代金納付期限 納入通知書兼領収証書発送の日から原則 30 日以内

2 入札会場 佐賀県庁 新館 11 階 8 号会議室

3 入札参加申込み

入札参加希望者は、令和 2 年 1 月 15 日(水)17 時までに、一般競争入札参加事前申込書及び誓約書を、法人の申込みにあつては、併せて役員一覧及び法人登記簿謄本を佐賀県総務部資産活用課へ郵送(必着)又は持参してください。

(上記入札参加申込期限までに入札参加申込みがない場合は、入札を行いません。)

4 事前の郵送又は事前の直接持参による入札参加

事前の郵送又は事前の直接持参により入札に参加する場合は、令和 2 年 1 月 22 日(水)17 時までに、「入札書」、「身分を証明できるもの(運転免許証等)のコピー」、「入札保証金還付請求書」等の郵送(必着)又は持参及び入札保証金の納付が必要となります。

5 入札の参加資格

入札は、個人・法人を問わず参加できますが、次の(1)から(5)までに掲げる条件のいずれかに該当する場合は参加できません。

なお、県有財産を売却する際の入札参加資格(購入資格)の有無を確認するため、入札参加者等が暴力団関係者でないことを警察本部に照会することとしておりますので御承知ください。

また、未成年者の場合は、法定代理人の同意書が必要です。

- (1) 3 に定める入札参加申込みの手続きを行っていない者
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に該当する者
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 条)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225

号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者

① 【地方自治法施行令】

(一般競争入札の参加者の資格)

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

② 【暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律】

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3)～(5) 略
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7)・(8) 略

③ 法人の役員等 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。

(4) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(5) (4) に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

※ 契約締結後に、契約者が上記(2)から(5)までに該当することが判明した場合は、当該契約は無効となり、違約金等が発生します。

6 公序良俗に反する土地の使用等の禁止について

(1) 暴力団事務所の利用等の禁止

落札者は、土地売買契約締結の日から10年間、暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

(2) 風俗営業等の禁止

落札者は、土地売買契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

7 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の5以上の額を、次のいずれかの方法により納付してください。

(1) 現金

(2) 銀行振出小切手

本人又は代理人が当日出席される場合は、入札の受付の際に入札保証金を預かります。事前の郵送又は事前の直接持参による入札を希望する者は、令和2年1月22日（水）までに持参又は県が指定する口座に振り込んでください（振

込先については後日お知らせします。)

なお、落札者の入札保証金は、契約締結時に契約保証金に全額充当し、落札者以外の方の入札保証金は、入札終了後に返還します。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効となります。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札
- (2) 入札に関し不正な行為を行った者の入札
- (3) 入札書の金額、氏名、印鑑その他主要な部分について誤脱又は判読不能なものがある入札
- (4) 入札保証金を納付していない者の入札
- (5) 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札
- (6) 入札者又は代理人が同一物件について複数の入札をしたときは、その全部の入札
- (7) 入札者及び代理人がそれぞれ入札したときは、その両方の入札
- (8) 代理人でその資格がない者が行った入札、又は代理人でその権限を証する書面(委任状)を提出せず、その資格について佐賀県の確認を得ていない者が行った入札
- (9) 電信(FAX)等による入札
- (10) 指定時間までに入札書類等を提出しなかった者の入札
- (11) 記載事項を訂正し若しくは挿入し又は削除した場合に、その箇所に押印のない入札(入札金額の訂正はできません。)
- (12) 入札に関し、佐賀県の担当職員の指示に従わなかった者の入札
- (13) (1)から(12)までに掲げるもののほか、「入札案内書」に規定する入札に関する条項に違反した者の入札

9 入札の中止等

- (1) 入札参加者及びこれに関係を有する者が、共謀結託その他不正を行い、又は行おうとしていると認められるときは、入札を中止します。
- (2) 天変地異その他やむを得ない事情が発生した場合は、入札を延期し又は取り止めることがあります。なお、この場合における損害は入札者の負担とします。

10 その他必要事項

- (1) この入札公告及び関係法令のほか、入札案内書及び物件詳細情報に記載された内容を承知のうえ、入札に参加してください。
- (2) 物件詳細情報の記載事項については、調査時点における一般的な調査内容を記載したものですので、現時点で変更されている場合があります。

また、図面についても、現状と異なる場合があります、周辺図に表記されている個人名等について、これを特定するものではありませんので、あらかじめ御了

承ください。

- (3) 入札物件は、原則として全て現況引渡しです。当該土地上の全ての工作物、樹木等を含みます。
- (4) 売買物件の土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて購入者で行っていただきます。
- (5) 越境物等に関する隣接土地所有者等との協議は、すべて購入者で行っていただきます。
- (6) 原則として、地下埋設物調査、土壌調査及び地盤調査など物件にかかわる個別調査は行っていません。
- (7) 開発など建物を建築するに当たっては、都市計画法、建築基準法及び市町の条例等により指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、必ず事前に関係機関に相談のうえ、確認を行ってください。
- (8) 物件詳細情報等に記載した建ぺい率、容積率等の規制は、建築物の構造や道路幅員によって変わる場合があります。
また、地方公共団体等の条例等によって、建築規制が加わる場合や、各種負担金が課せられる場合もありますので、これらも含めて十分確認してください。
- (9) 売買契約締結後、何か出土したり、工作物、樹木が倒壊したといった場合や地盤が脆弱であったり、地滑りが発生したといった場合も佐賀県は責任を負いません。
- (10) 売買契約締結時後、佐賀県の責めに帰すことのできない理由により、売買物件の滅失、き損等の損害が生じたときは、その損害は落札者の負担とします。
また、売買代金の減額を請求することはできません。
- (11) 入札者及び代理人が使用する印鑑は、各書類とも同じもの（実印等登録印）を使用してください。
- (12) 売買契約及び登記は、一般競争入札参加事前申込書に記載された名義で行います。
- (13) 落札物件の活用に当たっては、法令等の規制を必ず遵守してください。
- (14) 落札者が契約締結を行わない場合は、当該物件の入札保証金は佐賀県に帰属し、返還できません。特に、購入希望数よりも多くの物件の入札に参加をされる場合は御注意ください。

11 公法上の規制等

物件番号	法令に基づく制限
2 番	JR長崎本線旧軌道敷（西） 【都市計画法・建築基準法】 都市計画：非線引き都市計画区域 用途地域：指定無し 建ぺい率：70% 容積率：200% 高度制限：指定無し 防火地域：指定無し 【文化財保護法】 周知の埋蔵文化財包蔵地（田手遺跡）
3 番	殿の浦西警察職員宿舎跡地（1705号） 【都市計画法・建築基準法】 都市計画：非線引き都市計画区域 用途地域：指定無し 建ぺい率：60% 容積率：200% 高度制限：指定無し 防火地域：指定無し 【文化財保護法】 周知の埋蔵文化財包蔵地 地域外
4 番	食肉共同保管流通施設跡地 【都市計画法・建築基準法】 都市計画：市街化区域 用途地域：第一種住居地域 建ぺい率：60% 容積率：200% 高度制限：指定無し 防火地域：指定無し その他：建築基準法第22条区域 【文化財保護法】 周知の埋蔵文化財包蔵地（高岸遺跡）

5 番	<p>川良警察職員宿舎跡地 (1837-1838 号)</p> <p>【都市計画法・建築基準法】</p> <p>都市計画：非線引き都市計画区域 用途地域：第一種低層住居専用地域 建ぺい率：50% 容積率：80% 高度制限：指定無し 防火地域：指定無し その他：建築基準法第 22 条区域</p> <p>【文化財保護法】</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地 (川良館跡)</p>
6 番	<p>中村警察職員宿舎跡地 (1926-1928 号)</p> <p>【都市計画法・建築基準法】</p> <p>都市計画：非線引き都市計画区域 用途地域：第一種住居地域 建ぺい率：60% 容積率：200% 高度制限：指定無し 防火地域：指定無し その他：建築基準法第 22 条区域</p> <p>【文化財保護法】</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地 地域外</p>
7 番	<p>旧諸富警察署長宿舎 (1351 号)</p> <p>【都市計画法・建築基準法】</p> <p>都市計画：市街化区域 用途地域：第一種住居地域 建ぺい率：60% 容積率：200% 高度制限：指定無し 防火地域：指定無し</p> <p>【文化財保護法】</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地 地域外</p>
8 番	<p>旧諸富警察副署長宿舎 (1353 号)</p> <p>【都市計画法・建築基準法】</p> <p>都市計画：市街化区域 用途地域：第一種住居地域 (一部、近隣商業地域が含まれる) 建ぺい率：60% (近隣商業地域は 80%) 容積率：200% 高度制限：指定無し 防火地域：指定無し</p> <p>【文化財保護法】</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地 地域外</p>

※物件番号1番は教育庁が別途公告しています。

12 入札案内書等の配布場所及び入札に関する問い合わせ先

佐賀県総務部資産活用課 資産戦略・利活用担当 (直通 0952-25-7197)

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59

E-mail: shisankatsuyou@pref.saga.lg.jp

13 その他

佐賀県のホームページ「佐賀県有地の売出し物件のご案内」にて入札に関する情報を掲載しています。

アドレス:http://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00348400/index.html

上記ホームページにて、入札情報や入札案内書等の閲覧・印刷ができます。